

○羽村市障害者機能回復施術費用助成事業実施要綱

昭和57年3月2日羽福発第7485号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者が、マッサージ等の施術を受ける場合、市がその費用の一部を助成することにより、障害者の機能回復と健康の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、居住する者で、身体障害者手帳（4級以上。70歳以上は6級以上）の交付を受けているものとする。ただし、医療機関に入院又は施設等に入所している場合は、対象外とする。

(助成要件)

第3条 市長は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定により免許を受けた者で、かつ、同法第9条の2の規定により市内に施術所を開設し、市と契約した者（以下「施術師」という。）から対象者が施術を受けた場合に助成する。

(助成及び利用券の交付)

第4条 助成は利用券の交付をもって行う。

2 利用券は、1枚につき施術師から1,000円相当分のサービスを受けることができるものとし、毎年度20枚を交付する。ただし、年度の途中において新たに対象者となった者については、交付決定のあった日の属する月の翌月から起算して2月につき4枚を交付する。

3 利用券の再交付は、行わない。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、羽村市障害者（児）各種サービス費用等助成申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、速やかにその申請の内容を審査し、助成の可否を決定し、羽村市障害者（児）各種サービス費用等助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(返還)

第7条 対象者が次の各号の一に該当する場合には、直ちに利用券の全部若しくは一部又は使用した利用券相当額の現金を返還しなければならない。

（1） 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。

(2) 偽り、その他不正の手段により助成を受けたとき。

(精算)

第8条 機能回復施術の役務を提供した施術師は、「羽村市障害者機能回復施術費用請求書（様式第3号）」に第4条に規定する利用券を添えて、市長に機能回復施術に要した費用を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該請求金額を支払うものとする。

(異動届)

第9条 受給者が次の各号の一に該当する場合は、速やかに羽村市障害者（児）各種サービス費用等助成受給者異動届（様式第4号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 利用券を紛失したとき。
- (3) その他申請内容に変更があったとき。